

高知県出産後の女性再就職促進事業費補助金交付申請に必要な添付書類

提出書類	発行場所（依頼先）
<p>（１）子の出生の事実を確認できる書類 次の書類のいずれかを提出してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民票の写し ・母子手帳の写し ・その他、子を出産している事実が客観的に確認できる書類 	
<p>（２）当該女性が出産を機に退職したことが確認できる書類 次の書類のいずれかを提出してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会社を退職した際に会社からもらう離職票等の写し ・退職証明書又は在職証明書（任意様式（前勤務先から発行されるもの） ・雇用保険被保険者資格取得届出確認照会回答書（ハローワークから発行されるもの） ・前職で退職年に発行された源泉徴収票 ・その他、会社を退職した事実が客観的に確認できる書類 <p>また、<u>妊娠期間中に退職された場合以外は、申立書（別紙参照）を添付してください。</u></p>	<p>（雇用保険被保険者資格取得届出確認照会回答書） 本人の住居所又は照会対象事業所の所在地を管轄するハローワークの雇用保険係</p>
<p>（３）当該女性が正規職員として雇用されていることが確認できる書類 次の書類のいずれかを提出してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・雇用契約書 ・労働条件通知書 ・辞令書（事業所名称、職責及び期日の記載があるもの） ・その他、当該女性が正規で雇用されていることが客観的に確認できる書類 	
<p>（４）当該女性を正規職員として雇用することを前提として平成 26 年 4 月 1 日以降に非正規職員として雇い入れられたことが確認できる書類（該当する場合に限る。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・雇用契約書 ・労働条件通知書 ・辞令書（事業所名称、職責及び期日の記載があるもの） ・その他、当該女性が非正規で雇用されていることが客観的に確認できる書類 <p><u>※非正規職員としての期間が 6 ヶ月以上の場合、正規職員として雇用することを前提として雇い入れる旨が明記されていることを必須とします。</u></p>	
<p>（５）県税全てに係る納税証明書（写し可） 法人事業税、法人県民税及び個人事業税等で、滞納がないことが分かる証明書を提出してください。なお、申請日から 3 月以内に発行されたものを提出してください。</p>	高知県内の県税事務所
<p>（６）消費税及び地方消費税の納税証明書(写し可) 納税証明書の「その 3（未納税額のない証明用）」を提出してください。 なお、申請日から 3 月以内に発行されたものを提出してください。</p>	申請者の所在地を所管する税務署
<p>（７）労働局に提出した一般事業主行動計画（写し）もしくは特例認定一般事業主の認定を受けていることが確認できる書類 一般事業主行動計画については、労働局に提出した策定届（労働局の受理印があるもの）を添付してください。</p>	高知労働局雇用均等室